

令和2年 第1回

士幌町議会臨時会議案

令和2年5月8日

- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
議案第1号 士幌町国民健康保険条例及び士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第2号 物品購入契約の締結について
議案第3号 令和2年度士幌町一般会計補正予算（第1号）
議案第4号 令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年5月8日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

士幌町国民健康保険条例及び士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険条例及び士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(士幌町国民健康保険条例の一部改正)

第1条 士幌町国民健康保険条例(昭和34年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則中第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、第2項に見出しとして「(適用区分)」を付する。

附則に次の6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

8 前項の規定によりこの町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(土幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 土幌町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の土幌町国民健康保険条例附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

説 明

新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は疑われる症状が現れたことにより、労務に服することができない被保険者で、給与の支払を受けている者に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給する。また、北海道後期高齢者広域連合においても、同様に支給することとなったため、町の事務取扱を改定するものである。

議案第 2 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | X線テレビ装置購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の相手方 | 帯広市東 3 条南 1 0 丁目 1
株式会社常光 帯広営業所
所長 高橋 準哉 |
| 4 契約金額 | 20,900,000円 |
| 5 納入期限 | 令和 2 年 9 月 3 0 日 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。